

第10回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成18年6月5日(月)午後2時～午後4時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：(委員)

副議長 井手雅春(株式会社朝日新聞大阪本社社会部次長)

片山善博(鳥取県知事)

ダニエル・フット(東京大学法学政治学研究科教授)

土屋美明(社団法人共同通信社論説副委員長兼編集委員)

議長 中川英彦(京都大学法科大学院教授)

松永真理(株式会社バンダイ社外取締役)

宮本一子(社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所所長、川村学園女子大学教授)

吉永みち子(ノンフィクション・ライター)

(日弁連)

会長 平山正剛

副会長 吉岡桂輔

事務総長 明賀英樹

事務次長 山本眞弓 池田綾子

司法改革調査室長 谷 眞人

広報室長 生田康介

以上 敬称略

議 事 内 容

1. 開会の挨拶

(中川議長)

それでは皆さん、お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は、清原委員と高木委員のお二人が、所用でご欠席でございます。ということで、第10回の市民会議を開催させていただきたいと思っております。

最初に、平山正剛日弁連会長からご挨拶をお願いします。

2. 平山正剛日弁連会長 挨拶

(平山会長)

4月に日弁連の会長に就任いたしました平山でございます。日ごろ、委員の先生方には日弁連のために、外から意見を頂戴いたしまして、心から感謝をいたしております。ありがとうございます。

本日、弁護士任官の促進についての要望書(案)が出ておりますが、これは、私は全力を挙げて取り組んでいかなければいけない課題だと思っております。井手副議長、いろいろおつくりいただき、誠にありがとうございます。

実は、私は、会長に就任する前に、弁護士任官等推進センターの委員長を長くやってきましたので、実はこれは、私が批判を受けているような気がいたします。会長として、全力を挙げて、これに取り組んでいきたいと思っております。

それから、中川議長とは、法曹制度検討会で仲間の委員でございましたので、お久しぶりにお会いして、またご指導を受けなければいけないなと思っております。よろしく願いいたします。ほかに、皆さんにはかねがねいろいろな方面からご指導をいただいております。今年度の平山執行部の方針についてちょっとご説明しておいたほうが良いと思っております。基本的な姿勢について二つ決めております。21世紀を平和と人権の世紀にするように、我々は最大の努力をしようというのが1点でございます。二つ目は、それと重なる部分がございますけれども、調和のある公平な納得性の高い、品格ある社会づくりに、法律家団体である日弁連が取り組んできたことを申合せいたしまして、その精神で、私は2年間でございますので、やっていくと。今年の副会長、事務総長みんなこれに両手を上げて賛成していただきました。その精神でやっていくということで早速取り組みに入っております。

そしてその際に、何か最終的にどう判断するかというときは、私は、やっぱり弁護士各自は、自分の依頼者のために全力を尽くす。これはもう当然のことではありますが、弁護士会としては、それは民衆の利益になるのかという観点で最終判断をしようというふうに決めております。したがって、いろいろな法律などが出てきますけれども、それに我々が要望を出したり、声明を出したりするときは、その視点でどうだろうということを、最終的な決定の基準にしたいと思っております。

そういう意味からいきますと、まさに、それを自分たちだけの考えでやることは非常に危険だと思いますので、この市民会議の委員のご意見は非常に大きな役割をしていただけたと思っております。今日は朝から緊張いたしまして、そのことをお願いしたいということでまいったわけです。どうぞ、そういう意味で、いろいろな意見を、外の意見はこうなんだよということを書いていただきたいと思いますと考えております。

具体的な事案は、そういう観点から、日本司法支援センターは積極的に立ち上げに努力しようということでありまして、まさに、それに市民のニーズに積極的に対応するということが1点でございます。

それから、裁判員裁判制度が始まりますけれども、これはまさに、国民主権下の日本において、

市民が裁判の中で、特に刑事裁判に入ることは、計り知れなく大きいというふうを考えておりますので、この成功に向けて努力していきたいということでございます。そのためにも、弁護士が総合的に業務を推進しなければいけない、積極的に推進すべきだということで、弁護士業務総合推進センターというのを、この7月に立ち上げる予定でして、全国的に一生懸命にやろうと。そして、司法過疎などについて対応しようということでございます。

そんな方針でやっておりますので、どうぞ、我々は委員の皆様を非常に頼りにしているわけですので、まさに、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

3．松永真理新委員 自己紹介

(中川議長)

どうもありがとうございました。それでは、今年の3月1日からこの会議の委員にご就任いただいております、松永真理委員に一言自己紹介をお願いします。

(松永委員)

私は求人情報誌の編集に、長く携わっておりました。情報誌というのは、普通一般誌と違って、情報の受け手と送り手の距離を縮めるということ以上に、情報を受け取った側が何らかのアクションを起こさないと存在意味がないという媒体特性を持っております。長年そこでやってきたということというのが、何らかここでお役に立てればと思っております。そうは言いながらも、私はまだ一度も裁判所に足を踏み入れたことはありませんし、本当に裁判官という方ともお目にかかったことがないという、本当にずぶの素人でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

4．議事録署名人の決定

(中川議長)

どうもありがとうございました。それでは、本日の議事の結果をまとめました議事録の署名人を、その都度ご決定いただいておりますが、今日は順番からいきますと、フット委員と井手副議長にお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(了承)

(中川議長)

では、お二人でよろしく願いいたします。

5．議事

(中川議長)

議題に入らせていただきます。お手元に配付されています課題の順番で進めさせていただきたいと思っております。

(1) 議題1 弁護士任官の促進についての要望書(案)について

(中川議長)

第1は、先ほどご紹介がございました、井手副議長がご起案いただいた、弁護士任官の促進についての要望書(案)がお手元に配付してあると思います。これにつきまして、議論を進めたいと思います。まず、井手副議長から少しこの内容につきまして、簡単なご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(井手副議長)

私がこの問題を提起しましたのにもかかわらず、今日この時期まで意見書の起案が遅れております、お詫びいたします。

それで内容につきましては、もう既に事前に目を通していただいていると承知しておりますので、あまり詳しくは申し上げません。この会議での議論を踏まえまして、三つの項目にまとめさせていただきます。

一つは、弁護士任官をなぜやっていくのか。そして、それはなぜ必要なのかということ。それから、これを進めていくために、どういう議論が必要なのかということを含めて、一度理念の再構築をしてはどうなのかということをもまず1で申し上げております。

実を言いますと、もう法曹一元のための弁護士任官という言い方はやめたほうがいいとまで言おうと思ったんですけど、それはちょっとさすがに刺激的なのでやめました。ただ、裁判所、法務省とも共有できる理念が必要なのではないかということが、この会議での議論でもありましたので、これがまず1番目にきております。

2番目に、当面の対策であります。任官者を増やすための即効性のある対策として、どういったものが考えられるのか。この会議での議論を踏まえてご提言させていただいております。

3番目は、これから任官者を常時安定的に多数送り出していくためには、任官に対して興味を持つ、あるいは任官していこうと意欲を持つ人の裾野を広げていかないと、駄目だろうということで、その裾野を広げていくための施策の要望をしております。具体的には見ていただいたとおりにありますけれど、その3点について要望の理由も含めてご提案させていただきたいと思っております。以上、よろしくお願いします。

(中川議長)

ありがとうございます。これは、井手副議長が大変お忙しい中、ずいぶん力のこもった文章になっておられるわけでございますけれども、論点をきちんととりまとめていただきました。今おっしゃった3点になっております。これにつきまして、委員の皆さんのご意見をぜひお伺いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。どなたからでもどうぞ。

(土屋委員)

私は本当に井手副議長に感謝したいと思います。ここでの議論を公平に集約していただいたと思っています。意見は特別ありません。ただ、ちょっと言葉使いだけ、1のところ、「何とかのための」というのが続いておりますので、一つそれをカットしたほうが読みやすいかなと思います。

(井手副議長)

そうですね。

(土屋委員)

特に一番最後のところです。

(中川議長)

具体的にどこをおっしゃっているのでしょうか。

(土屋委員)

1と書いていらっしゃるところの一番最後、「満足度の高い司法制度を実現するための担い手を育てるために」と重なっている部分があります。「担い手を育てるために」というところをちょっと変えたらどうかと。例えば、「担い手を育てるのに」と。

最初に読んだときは、1のところでは弁護士任官の取り組みを強力に進めてほしいという要望を、日弁連に一番最初にするのがいいのかなと思ったのですが、2のところには似たものが入っていますよね。だから、これでいいのかなと思ったのですが。

(中川議長)

ありがとうございます。どうぞ。

(吉永委員)

内容的なものについては何も申し上げることはなく、本当に思いが伝わってくる非常にインパクトのあるものだと思います。文章的なささいなことですが、最初のページの3番目で、「将来、任官者になる可能性のある弁護士を増やす」という言い方がありますが若干わかり難いです。可能性のある弁護士という表現より、むしろ将来任官者を目指す人を増やすとか、そういう感じにしたほうがオープンな感じがします。

それともう一つ、ちょっと気になったのですが、最後のページに、土壌を開発するということだと思んですけど、「任官経験者の話を聞かせたり、広報用ビデオを視聴させたりするのも」というのは、何となく、もうちょっとソフトな表現にできないかと思います。

(井手副議長)

何か、押し付けているみたいですね。

(吉永委員)

自発的というか、もうちょっと何か。反発しそうな気がします。

(井手副議長)

聞いてもらったりとか、見てもらったりとかという言い回しでしょうか。

(宮本委員)

では、私も。読んだ証拠に一つだけ。細かいことで恐縮ですが、これは市民会議の要望書なので、なるべく市民が読んで分かるようなものにした方がよいと思います。3ページ目の真ん中ぐらいに、「部総括判事や合議体」という言葉があるんですが、ちょっと分かりにくいと思いますね。

(井手副議長)

確かに、これは業界用語ですね。

(平山会長)

法曹一元という用語は、分かりますか。

(井手副議長)

以前から、法曹一元という言葉は何とかしようというのは、私たちも弁護士会にもずっとやってきたのですが、ただ逆に、これを言い換える言葉がないんです。

(平山会長)

弁護士は長い間、今もそうですけれども、法曹一元ということにすごくこだわりを持っている人と、もうそういうのは、あるいは神学論争ではないかというようなことを言って、こだわらないで、理解者を増やしていくことが、いいキャリアとなり、競争になっていいんじゃないのという考え方もございますが、今の宮本委員のお話で、「法曹一元」が市民に分かる言葉なのだろうかと思ったところです。

(土屋委員)

今の部分は、2ページ目の真ん中辺に、「日本弁護士連合会は元々、裁判官が弁護士から選出される英米型の法曹一元」と一言簡単に説明が載っておりますから、いいんじゃないのかなと私は思いました。

(吉岡副会長)

法曹一元という言葉で思い出したのは、私はギリシャへ行ったときに、裁判官になるための最少年齢というのが、実はその国にあるんですね。たしか27歳ぐらいでしたか。あまり高く設定してしまうと、みんなが弁護士になってしまって駄目なんですけど、逆に日本のようにあまり若過ぎる裁判官もどうかということです。よく市民の方と話をすると、「ああ、そうなんですか」と。若干、法曹養成制度は変わりましたが、昔で言えば大学4年で司法試験に受かって、2年間研修を終わって、24歳でいきなりもう裁判官になってしまう。それは、社会経験があまりなくて大丈夫なのかという話をすると、法曹一元の話が理解されることがあったりしたものですから、ちょっと口を挟ませていただきました。

(中川議長)

裁判制度というのは、その国の歴史とか文化に根ざすもので何がベストであるかというのは、なかなか言い切れませんよね。ただ、いっぺんそれが定まりますと、もう固定的に流れていくところがちょっと問題なので、そこら辺は少しずつ見直していくということが一番大切なんだろうと思うんです。

僕も意見を述べさせていただきますと、ちょっとだけ歯切れが悪いんです、辛口で言いますと。もう法曹一元なんかやめろと言いたいんだと思うんです、井手副議長は。だけど、両方ちょっと顔を立てたから、少しこういう表現になっているけれども、本当はもうちょっとそういう理念を横に置いて、最高裁と日弁連、要するに法曹関係者がよく腹を割って、話し合いをしてほしいというのが、この市民会議のポイントだと思うんです。ですから、そういうトーンがぎゅっと出たほうがいいなというふうに思っています。

(片山委員)

私もちょっとそう感じたのです。井手副議長のほうで、法曹一元化に少しブレーキをかけなけ

ればいけないような要因というのはあるわけですか。現実的に、一步前進のほうを出していこうということですか。

(井手副議長)

こちらの議論の中でも中川議長がおっしゃったと思いますけれども、法曹一元の根本的な理念論争をやると、「神々の戦い」になってしまうと、裁判所と弁護士会と。それをやっているのは、任官者を増やすための具体的な施策が実現しないのではないかと思ったのです。

私は、将来的には法曹一元であるべしだと思っておりますし、最初の枠組みからできていくのが望ましいと思っています。ただ、現状では法曹一元に向かって行く道筋をどう考えるべきかと思った場合に、やはりまずは、任官者を増やすことであろうと。現在60人ほどしか、まだ現役でいらっしやらないわけです。これがやはり、200人、300人といらっしやるといようなことになっていけば、それはおのずと変わっていくのだろうと。

ですから、私は、まずは共有可能な目標を持ってやっていただいたほうがいいのではないのだろうかと。これが、この会議での議論の一つの方法かなと思ひまして、ここに書いたものにさせていただきます。

(片山委員)

私なども、法曹一元化とか、議会の三位一体改革というのは評判が悪かったんですけど、三位一体改革なんですね、本当は。ですけど、その理念の話ばかりが前面に出ると、なかなか現実的な問題解決にならない。現実はどうかということ、やっぱりいくつか感じるところがあるんです。一つは、純粋培養がいろいろなところで欠点を出しているということです。これは、国家公務員のキャリアシステムもそうなんですけど、純粋培養であるが故に、妙な組織になってしまう。おそらくそれは、裁判官などの世界にもあるのではないかと思います。

もう一つは、この間、私のところで司法制度改革で裁判員制度をPRしましょうということで、これは裁判所のほうが主催されたんです。住民にPRをする場を設けたのです。それで私も出たんです。そのときには、それこそ、検察も裁判所も弁護士会も出てきてみんなでやったんですけど、それを見て感じましたのは、やっぱり裁判所というのは、失礼ながらなかなか説明が下手だなという感じを持ちました。弁護士の皆さんなどのほうが、説明のしづりがうまいんです。裁判所の皆さんは、正確にいろいろやられるけれども、難しいんです。ああいうのを見ましても、やっぱり弁護士などで経験を踏まれた方が裁判官へ任官をされれば、説明能力とかが違ってくるのではないかなという気がしたんです。

やっぱりよくよく考えたら、裁判官の皆さんというのは、あまり人前で議論しないのです。その点、弁護士の皆さんはしょっちゅう議論されている。政治家も議論しているのです。ですから、もうちょっと議論をする場を経験されたようなほうが、いろいろなことの説得力を持ったり、説明能力もつくのではないかなと感じました。

ということはやっぱり、あまり純粋培養の制度は、内部で変えたほうがいいのではないかと。現実的にはそういうふうに思います。ですから、井手副議長が書かれたように、一元化でぐっと押していくよりは、現実的な多様性とか、いろいろな経験を積んだ人とか、そういうほうから

裾野を広げていったほうがいいのかなと、私も思います。

(井手副議長)

司法制度改革審議会の議論の中でも、判事補制度をもしあそこでやめるという方向になったならば、もう少し思い切ったことも書けたんだと思うんですけども。

(平山会長)

おそらく、法科大学院が成功いたしまして、将来10年後ですけれども、相当数が増えてくれば、流れとしては一定期間弁護士をやって任官することに誇りを持つ人たちがかなり出てくるというふうには私は考えているんですけどね。ですから、これからの10年間はなかなか難しいだろうと理解しておりました。10年後は、おそらく今片山委員がおっしゃっているように、一定程度の実務経験を経た上で、その中から優れた人たちが判事になっていくという感じに向かうようには思っております。

それから、裁判所も昔は非常にガードが堅かったけれど、今は長官も含めまして、キャリアだけでは難しいなど。やっぱり協働といいますか、協力して働くといいますか、そちらの方に向かわないと、市民の理解は得られない時代に来たという考えが、最近非常に出てきております。そういう意味では、一緒にやろうと。だから弁護士からもうんと任官してほしいと。最終的にはみんなが経験を補うものが判事になるという制度がいいんじゃないかと。これはもうお考えになっているようなので、この間をどういうふうに我々がつないでいくかということに焦点がきているのかなと。私も3年ぐらい委員長をやっておりまして感じました。

井手副議長がお書きになっている公設事務所なども展開をしております。それから、法科大学院に教授として3年間行った方とか、それから、非常勤裁判官制度ができましたので、これを務めた人が非常に希望するようになってきているんです。そういう点でいきますと、おそらく10年後にはかなりの数、弁護士経験をした者が任官して、非常に裁判所もいい雰囲気になってくるのではないかと考えています。

(土屋委員)

その点で、私が最近感じていることは、司法制度改革審議会の意見書には、特例判事補の段階的廃止ということがうたわれています。一時期、あそこでそういう議論がされていて、判事補制度についてはこのまま継続していくことについて、かなりの懸念が示されておりましたが、それを受けた内部の意見書というふうに理解していて、その点、日弁連のほうももっといろいろ言ってもいいんじゃないかという気が私はしているのです。判事補制度のところの部分の議論がしぼんでしまってきているかなという感じがちょっとしているのです。

(平山会長)

ただ我々は、逆に言われておりまして、予算は取っているのに、弁護士が全然来てくれないから、判事補を減らすわけにはいかないという反撃を受けておりまして、そこが、我々も泣きどころであります。もうどんどん我々のほうから希望していけば、もう予算は取ってありますよと、こう言われるんですけど、そのところがちょっと穴埋めできなくて、今悩んでいるところです。

(明賀事務総長)

特例判事補制度というのは、5年間経てば10年の裁判官と一緒に職務ができるという制度で、当面の間、行われるという形になっていたんですが、今、土屋委員がおっしゃったみたいに、段階的に廃止しようというのが審議会の意見書の見解だったのです。

それで、裁判所に対して、どういうことを考えているのかということ質問しましたら、当面は、地方の本庁の特例の人で単独事件、一人でやる事件を少なくしていく。ただ、支部の人は特例判事補が多いから、なかなか一人でやることを少なくすることはできないけれど、少なくとも本庁は少しずつ後ろ倒しにしていくということ、法曹制度検討会でも言っていました。その後もそういう形でいっているのですが、実際どこまでやっているかということは、かなり疑問があります。弁護士会のほうからも、質問はしようとはしているんですけど、先ほど会長が言ったみたいに、弁護士任官が来ないことにはとてもそれができないではないかということで反撃をされて、なかなか進まないというのが現状です。

(吉岡副会長)

先ほどちょっと就任年齢の話をしようかなと思ってご紹介したのが、そうすると、どんな優秀な人でも自動的に27歳まで、やむなくも含めて弁護士でなくてはいけないです。そうすると、まさにそれは、たちどころに法曹一元になっちゃうんですね。だからこれはおもしろい制度だと思ってご紹介したんです。

(松永委員)

要望書ということではないのですが、前回2月にこの任官の促進について議論していらっしゃる議事録を見た感想を述べさせていただきます。弁護士から裁判官になることを、どなたかが転職するようとおっしゃっていらっしゃいましたけれど、まさにそうやって見ていると、本当に日本における転職コストというのは極めて高いんです。アメリカでは転職コストは少ないし、転職したことでキャリアを上げることはステイタスになるのに、なぜか日本で転職というと、バッドイメージでネガティブだったんです。今、社会が変わってきたことによって、ずいぶんよくなっているんですけど、やはり税金的にも20年勤めないと、退職金の税率が低くならないとかあるわけです。ただ、そういう中であって、なぜ転職がネガティブからポジティブとは言わないけれども、普通になってきたかということ、やはり仕事のやりがいが一番だったんです。いまだに日本では転職コストが高くても、それだけ魅力あるというものが見えてくると、本当に人の気持ちというのは動くなあというふうに思っています。

ですから、ここの2番目に、もっと裁判官を経験することの魅力を実感できるようにと一行で書いてあるんですけど、まさにここが、ビデオを見せられるではなく、見たくなるというか、みんなが知りたくなる。そしてむしろ、裁判官でこんな人がいますよということをもっと出してほしいなというふうに思います。こんなすてきな仕事の中身だったり、あと本当に、それこそ転職された方が、弁護士とはまた違ったダイナミズムのある仕事であるということがわからないと、多分10年間はいけないだろうなと正直思いました。

(片山委員)

転職コストでいいますと、本当に私もそう思うんです。今、医者で似たようなことが起きてい

ます。数が足りないというのもあるんですけども、都会にみなさんが行かれて、地方、特に離島などに医者がもういないと、そういう地域的偏在もあるんですけど、診療科目の偏在もあるんです。今、産婦人科と小児科と精神科医が足りないのです。だけど、みんな医学部を出ているわけですから、小児科が足りなかったら、内科でちょっとあぶれている人は小児科に変わるとか、やってくれたらいいと思うのですが、だれもやらないのです。一切それはないんです。結局、小児科と産婦人科が足りないわけですから、養成をこれからするんですけども、10年かかるのです。同じ学校を出ていても、障壁があるだろうかなと。だって、みんな医学部では一度一通りのことを勉強して、それから研修に進むわけですよ、だから、必要な研修を受ければ、内科の人とかが小児科とかできそうな気がするのです。だれもやらないんです。

あと、最近思いますけど、弁護士が最近すごく脚光を浴びているじゃないですか。テレビなどで。私は、ますますそういう一元化を妨げるような背景が、マスメディアで流れているような気がします。今、弁護士は、すごくアトラクティブですよ。裁判官は出てきません。裁判官は、凶悪犯か何かのときに、黒服着て出てきますよね。あまりアトラクティブでないですよ。

(吉永委員)

静止画像みたいな。

(松永委員)

やっぱり顔が見えないと。

(井手副議長)

作家の黒川博行さんに言わせると、やっぱり英米では市民がちゃんと入っているから、裁判所の中身が見えると。だから、それは市民にとっても身近な存在だから、小説のネタにもなるし、テレビのネタにもなる。しかし、日本の場合は、基本的にはプロだけの閉じた世界ですから、これはどうやっても小説にはならないと言われます。

(吉永委員)

やっぱり基本的に、弁護士がいいという思いがあるわけで、それを何かすごく無理に、高さから低きに流れるのではなくて、逆をしようと思うから、やっぱりビデオを見せたりといったことがどうしても必要になってしまうと思います。

お医者さんもそうですよね。結局、今、小児科と産婦人科と精神科というのは、常に忙しいなどといった不自由さがすごく嫌われているわけです。皮膚科とか眼科とか、自由に自分の休みが取れて、生死にかかわらないというところにやたらとお医者さんが集まってしまうと。別に弁護士がそうだと言っているわけではないのですが、やはりそのほうが、自由度が高く、エキサイティングで楽しそうであるということで行ってしまう。

だから、裁判官の仕事というものが、弁護士に比べて魅力的な存在として我々の印象にはないんです。それに関し、いくつかの方策で流れを変えていくという道も、同時に考えていかない限りは、いくらいい方法だと言ったところで、思い切っただけでなく、思い切っただけでなく、総合的にいろいろなことを手を打っていかねばいけません。テレビやドラマで、キムタク(木村拓哉)が検察官役をやったら、いきなり検事志望が増えたという。それがいいことかどうか分からないけれど、増えれば

それだけ質の向上というものにはつながっていくような気がします。

(平山会長)

検事はどんどん増えますね。最近の状況から見たら。

(土屋委員)

お医者さんとの連想で言いますと、僕は、お医者さんの養成制度と同じような制度が、法曹全体の養成制度でも考えられていいのではないかと考えているところがあるんです。例えば、地方で何年間か研修したことを、医師資格を与えるための条件にしようじゃないかという議論も行われています。そういう手段を意図的に講じていくことによって、地方で働く医者が増えてくるんじゃないか。そういう発想で議論が行われているのを考えていますので、法曹資格も同じでもいいのかなと思ったりするんです。

例えば、弁護士業務を事務所を開いてやるまでの間には、地方勤務ではありませんけれども、首都圏、大都市以外で弁護士経験を5年間にするとか、そういうことを条件にしていくと、地方の弁護士が少ない状況とか、ある程度基本的に緩和されることになりはしないかなと思ったりもしました。それもまた、これからお話に出るのですが、日本司法支援センターの「法テラス」の常勤弁護士の形につながっていくかもしれない。何か、そういうようなことを考えてもいいのかなと思ったりします。

(片山委員)

今の土屋委員の議論は、実は医者で先ほど言いましたけれども、離島とか、私のところは離島はないのですが、隣の島根県の隠岐島の、産婦人科医がいなくなって、とうとう隠岐島で子どもが産めなくなっちゃったんです。そういうことが背景にあって、一定のへき地勤務を何らかの形で義務付けるか、それを資格要件にすることができないだろうかということを考えてみて、これは法制度改革の一手手前までいって、内閣法制局でボツになったんですけど、へき地医療勤務の経験がない人は、病院長になれないとか。ちょっと乱暴ですけども、そういうのを組み込もうという話はかなり進んでいたんです。せめて公的病院の院長には、へき地医療の経験がない人はなれないとか。それは、島根県などはずいぶん主張したんですけども、結局、内閣法制局で、職業選択の自由の問題があると。

例えば弁護士会でしたら、任官をした人が優先的に弁護士会の役員になるとか。それは公務員制度ではないですから。

(平山会長)

すばらしいアイデアですね。

(片山委員)

と、今ちょっと連想したんです。

(中川議長)

ありがとうございました。大変貴重なご意見をたくさんいただきましたので、ちょっとこの要望書から離れているようでございまして、話を少し戻しますと、結論的に言いまして、言葉の問題はあるけれども、大筋においてこういう内容で一応、日弁連の会長に提出するということで、

よろしゅうございますでしょうか。言葉につきましては、もう一度井手副議長にご苦労いただきまして、今日のご意見も踏まえて少し修正をして、私と井手副議長の責任で最終的に起案するというので、ご了解いただければありがたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(了承)

(中川議長)

ありがとうございます。それでは、この第1議題につきましては、今の結論で終わらせていただきます。

(2) 日本司法支援センターの進捗状況について

(中川議長)

次の日本司法支援センターの進捗状況につきまして、吉岡桂輔日弁連副会長からご説明いただきます。よろしくをお願いします。

(吉岡副会長)

それでは、資料80というところに一応資料をつくりました。1枚めくっていただいて、これは目次でございます。3枚目に全体の機構がありまして、4枚目に本部のイメージ、5枚目に本部の地方事務所。その次に審査委員会とありますが、その次のページのところをまずご覧ください。「利用者の目から見た日本司法支援センター」。要するに、日本司法支援センターは何をやるのかということなんですが、これは、日本司法支援センターというのは非常に固い言葉ですから、愛称が「法テラス」と言います。法律の「法」に、カタカナの「テラス」と書いて、これはまた賛否はあろうかと思いますが、一応愛称は「法テラス」。

そして、法テラスで何をやるかということは、ここにありますカラーの五つのことをやろうということなんです。このうちの一番上にあります国選弁護関係ということは、いわゆる国選弁護人に対して、これは起訴された後の被告人の国選弁護しか、これまでなかったんですが、日弁連が長いこと、いわゆる「当番弁護士」という形で、逮捕された人に1回だけは電話があれば駆けつけていって、いろいろと説明をするということをだいが前から始めました。その延長で、要するに被疑者段階、つまり逮捕され、最大72時間拘束されて、10日以内の勾留がきます。そこから起訴されるまでの間を、やはり国の費用で、お金のない人にも弁護人をつけましょうという、いわゆる被疑者国選弁護。これを扱うのが、大きなこのピンク色の業務でございます。

それと同じ、今度は左側の司法過疎対策です。前から話題にもなっていますが、要するに弁護士が地方では足りない。いわゆる裁判所の支部で、ゼロワン地区というのがまだかなりあるんだということから、その司法過疎対策というのも、この支援センターの大きな業務でございます。ただしこれは、日弁連も67か所(2006年7月5日現在)今、「ひまわり公設事務所」というのをつくっております。

その下の情報提供業務。これは、後ほど「コールセンター」という形で出てまいります。一般市民の方に法律的なあらゆる情報、あるいは弁護士、あるいは司法書士さんを紹介する。相談機関を別途情報提供しようということでございます。

その次の右にあります、民事法律扶助業務。これが弁護士会で長年、法律扶助協会をつくりまして、要するにお金のない人にも、民事の裁判費用を立て替えるという制度をやっておりました。これが、このたびこの日本司法支援センターに引き継がれると。これも大きな一つでございます。

そしてもう一つは、犯罪被害者支援です。だいが世の中でその必要性が叫ばれているのですが、これも扱うということです、日弁連がやってきた事業を承継するものも含めまして、大きく五つの事業をやるというのが、日本司法支援センターです。

最初の3枚目に戻っていただいて、センター全体の機構ということです。組織全体のイメージということを書いてありまして、今、日本司法支援センターは、理事長以下、ここにありましており、理事と常勤理事と、事業企画本部長という形の組織でございます。これは、いわゆる独立行政法人法のモデルを参考にいたしまして、もともと先ほど言いました五つの重大業務の一つの法律扶助協会が、現在は指定法人という形になります。国からお金をいただいているわけですが、現在の扶助協会の指定法人のままですと、いわゆる事業費しか出せなくて、運営費、管理費、人件費が出ないと。そうすると、それ以上に国がお金を出すには、指定法人ではなくて、独立行政法人のスキームを使わなければならないということから、この4月に日本司法支援センターが設立されまして、秋の10月から業務を開催します。

そして、この日本司法支援センターの全体機構のイメージの中で、いわゆる通常の独立行政法人と違うところが大きく二つございます。一つは、下にあります最高裁。つまり独立行政法人ではなくて、独立司法法人なのかなとよく言われるのは、裁判所にもこの扱う業務の関係上、法律的に最高裁の意見を求めるという形になっております。それからまた、裁判所のほうから人も派遣してもらうという形になっております。

もう一つは、理事長と日弁連の間に審査委員会9名と書いてあります。これも後ほどご説明いたしますけれど、要するにこの司法支援センターは、法務省、法務大臣が理事長を任命するという関係ですから、刑事事件を考えていただければわかるとおり、検事のさらにその上が法務大臣ですから、いきなり法務大臣が任命したり、監督する中で国選弁護士を選任するという形になると、いろいろと問題があるのではないかという話があるために、弁護士の職務の独立性、自主性といいますが、弁護士が自由に国に対してもものを言える、そういうようなものにするために、審査委員会というものが、後に説明いたします機能を果たすというところが、独立行政法人と違うところでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、支援センターの本部の機構のイメージでございます。理事長が金平輝子さん。この人は、元東京都の副知事をされた方でございますけれども、長年、福祉の関係に大変功績のある方でございます。そして、理事4名のうち、弁護士が寺井さん、郡司さんの2名、そして岩瀬さんという方は元裁判官です。そして、財界のほうから西川さん。あと監事がここにありましており、学者の方、弁護士の方、そして司法書士・公認会計士の資格を持っている方がいらっしゃる。そして、事務局長も弁護士でございます。その下にいろいろな部があります。こういうことでございます。

次のページにいきまして、この司法支援センターは、本部のほかに、全国に50か所の地方事

務所を持ちます。要するに、都道府県1か所ずつということになります。そして、その下に支部、出張所、地域事務所、職員非常駐型拠点という形でございます。全国各地一つだけだと、例の過疎の問題であるとか、そういう各支部ごとの対応ができないということで、いくつか支部をつくっております。さらにその下に、出張所。出張所は、職員が常駐しております。そして、地域事務所。そして、職員がいない職員非常駐型拠点という四つの形で、全国に張りめぐらせるということでございます。

その次に、先ほど申し上げました審査委員会。この審査委員会で何をやるのかということですが、これは、支援法33条にありますとおり、先ほど言いましたが、契約弁護士が業務を独立してできるようにということから、その業務の運営に関して弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して、判断すべき事項について審議させる審査委員会を持つということに法律上定められております。そして、どういうことが言えるかというと、「理事長が、契約に基づき、契約弁護士等に対してとる措置に関する事項、法律事務取扱規程の作成・変更に関する事項について決定しようとする時に、審査委員会の議決を経る」ということです。要するに、支援センターによる恣意的な処置を排除するという契約弁護士などの身分保障機能を果たすということが特徴でございます。

審査委員会の構成はここにありますが、最高裁推薦の裁判官1名、検事総長推薦の検察官1名、そして、日弁連会長が推薦する弁護士2名のほか、有識者5名の全部で9名で構成されております。もう一枚めくっていただきまして、その次は、一般市民その他、利用者から見たらどうということになるのかということでございます。ここに二つ、1枚目は民事のコールセンターの話でございます。その次が、実は法律扶助の関係で、同じような絵がありますが、まず最初のほうの情報提供。「利用者の目からみた日本司法支援センター（情報提供）」と書いてあります。これは、例えば一般市民の方が、何らかの困りごととか相談したいことがある場合に、今までどこに相談したらいいんだということがなかなかわからない。例えば役所に行くとか、役所に聞くとかということもあったかもしれませんが、うまく弁護士会に相談していただくとか、あるいは裁判所に電話する人とか、いろいろいらしたかと思いますが、とりあえず今度は、日本司法支援センターに電話をしてもらおう。そこで、いろいろな法律関係の法制度を紹介する。あるいは、こういう相談の解決機関がありますよということ、ここで一元的に情報提供をしましょうということになります。

そして当初、先ほど申しました50の地方事務所に、直接電話をしてもらおうということもないことはないわけですが、いきなり何でもかんでも地方事務所に電話がいくと、およそ1日何万件、何百万件あるかわかりませんが、情報提供の職員というのが地方事務所に配置されても、そこであふれる情報を、1人ないし2人ではとてもさばききれないだろうと。つまり、本当に真剣な情報も必要でしょうし、あるいは簡単な、こういうことはどこへ行ったらいいんですかということとか、どここの機関の電話番号とか行き方はどうやっていくんですかというような、おそらく片山委員ならお分かりになると思いますが、いろいろなものがきてしまう。そこをコントロールするというのも含めて、このコールセンターというのを東京に当初は1か所、1年半ぐらい置

こうということであります。

次の1枚めくっていただいた、同じような絵でございますが、「利用者の目から見た日本司法支援センター（民事法律扶助）」。例えば裁判をしたいけれど、その弁護士を頼む費用がないというような人が、ここのコールセンターに掛けてきたときにどうするかということで、これに対しましては、ここでやはりいろいろと振り分け業務をいたしまして、そういう該当する方から掛かったときには、その方のお住い、あるいはその近くの地方事務所を紹介して、そこでもって資力審査があるわけです。つまり一定の資力以下の方に対して、その法律扶助というのが適用されるのです。ですから、そのあたりを、例えば来ていただくとか、資料をいただくことによって、資力審査をして、そしてまた、裁判をする場合に、立て替え費用をするだけの事実であるかどうかなど、いろいろと方針、その他を含めて援助決定をすると、こういう仕組みになっています。

主としては、裁判に要する弁護士費用の立て替えを行う。これは、渡しきりにするのか、立て替えた後で償還するのかという大きな問題がありますが、とりあえず、この仕組みでは立て替えという制度になっています。

それから、裁判だけではなくて、同じように法律相談をすることの援助。つまり、法律相談上の援助ということもいたします。それから、代理援助もいたします。ですから、ただ書類を作成するだけで済むということもございますので、その書類作成援助なども行うということになっています。

次のページにいきまして、それを支える人的態勢をどうするかです。これにつきましては、基本的には現在の法律扶助もそうですが、いわゆる一般の法律事務所で開業している弁護士が支援センターと契約を締結して、ニーズに応えるという、いわゆる契約弁護士、ジュディケアと言いますが、こういう形を原則という形にいたします。

ただし、一定の範囲でスタッフ弁護士と言いまして、これはもう支援センターに所属する弁護士です。これは、一種の雇用に準ずる契約というふうに言っておりますが、報酬をもらって、支援センターの仕事だけをするようになります。これもやはり確保しておかないと、先ほどの過疎の地域であるとか、あるいは刑事弁護のいろいろな対応態勢の中で、なかなか一般の弁護士さんがすべて国選弁護の対象が被疑者まで広がったときに受任しきるかという問題がございまして、スタッフ弁護士という制度が考えられております。

さらに右のほうには、現在どのような人的態勢かということでございます。最近のデータがないものもございまして、そういう形で、まず法律相談で各種のセンターで担当している弁護士、弁護士が何人かというのは、実は登録数全国データなしというのは、同じ方が何回もやることもあったりして、データがなかったんですが、有料相談は、ここにありまして、1年間で23万件ほど実施しているということでございます。

それから、相談登録弁護士。これは、要するに自分の事務所で、今のジュディケアにあたるわけですが、法律相談に応じようという形で登録している弁護士さんは、全国で6249名が登録しているということです。その人たちが何件やっているかというのは、実はちょっとデータが不十分で、ここに出しておりません。

それから、国選名簿登録者。これは現在の被告人、起訴された後の国選弁護をやりますよという名簿に登録をしている人は、ここにありまして、全国で1万3250名。そして、年間7万2692件を受けております。ただし、これは現在の状況でありまして、今度被疑者弁護という形に広まっていったときに、もっと弁護士が必要になるだろうと思います。

そして、今、当番弁護士、先ほど言いましたとおり、逮捕されて起訴されるまでの間の当番弁護士を全国に登録している弁護士数は9122名います。そして年間で6万3000件ほどを実際受けてやっている状況でございます。

次のページ、先ほど言いましたスタッフ弁護士。そうすると、今度スタッフ弁護士の役割と言いますと、先ほどの要望書に出てまいりました都市型スタッフ弁護士と過疎地型のスタッフ弁護士が考えられます。都市型スタッフ弁護士というのは、地方事務所に所属して、民事法律扶助事件と国選弁護事件を扱います。この都市型というのは、ですから各地の県庁所在地であるとか、地方事務所の本庁にある都市に配属されて、そういう都市部に配置されて、しかしなおかつ、周辺の過疎地もカバーする。場合によると、過疎地の巡回型スタッフ弁護士も含めて都市型スタッフ弁護士と考えられております。

それからもう一つは、全く過疎地型のスタッフ弁護士と言いまして、過疎地対応、地域事務所、つまり何々県の地方事務所からさらに各裁判所の支部であるとか、そういうところの地域に過疎地対応で地域事務所が置かれますが、その地域事務所に所属するスタッフ弁護士です。この人たちは、民事の法律扶助と国選弁護事件だけではなくて、そういう過疎の地域ですから、法律事務の全般を扱わせよう。そして、弁護士、司法過疎の対応をしていこうということでございます。

なお、地方事務所に所属して、扶助事件、国選弁護事件のみを扱う国選・扶助対応型のスタッフ弁護士というのも創設されています。というのは、地域によっては、いわゆる実働の弁護士さんがどれだけいるかというようなことから、地域によっては、もう扶助と国選弁護だけやってほしいということと、その他のものもぜひやってくださいというところがあるので、そのあたりは地元とよく相談しながらやっていこうということでございます。

もう一枚めぐりまして、これも先ほどちょっと話題に出ましたが、では、そういうスタッフ弁護士を養成して、確保していくべきかということでございます。そして、スタッフ弁護士のなり手がなくなるとか、先ほど言いましたとおり、地方に行きたくないという弁護士ばかりでは困るわけで、そのために今、日弁連で考えておりますことは、既に弁護士登録をされている人から、ぜひそういう地方に行ってくださいという方も募集しております。それが、イメージ図の下のほうでございます。現在、もう既になっている方の中から、少なくとも20名以上の方が、現実に支援センターで地方に行こうということでエントリーしている方がおります。

それとまた今後、継続的にそういうスタッフを確保するために、今、司法修習生であるとか、この秋に司法修習になります60期ということになりますが、その人たちにも働きかけている。そして、この司法修習生を終わって、いきなり弁護士になって1年目に行くのではなくて、弁護士になってから1年間は養成事務所、東京を含めて各地の弁護士事務所で1年間、国選事件であるとか、扶助事件をきっちり勉強していただいて、その上で日弁連の推薦を受けて支援センター

に継続的に推薦していくということを考えております。

次に、ではそういうスタッフ弁護士をどういうふうに確保していく計画なのかということであり、2006年の10月、つまり日本司法支援センターの業務開始時には、59期の養成事務所に配置される方を含めてスタッフ弁護士が約60名ほど必要でございます。それから、その次の2007年、来年の10月になると、100人目標にしよう。そして140名、130名というふうに、少なくとも毎年100名以上のスタッフ弁護士を、こちらから養成して送り込んでいかななくてはならない。そして、とりわけ裁判員制度が実施されます2009年あたりからは、少なくともスタッフ弁護士の累計数も、ここにありましており430名というような、ある程度の数を確保していかないと、これもご存じのとおり、刑事裁判は連日開廷です。今の日本の弁護士は、自分の日程と合わせて次の期日を決めていけるわけですけれども、裁判員になると、連続して開廷しないといけない。ある程度刑事事件だけを専念してやる時間を取らなければいけない。そうすると、一般のジュディケア弁護士で、もちろんその中でやっていただける方もいるわけですけれども、それだけではなかなか十分数が足りないというときに、このスタッフ弁護士の刑事弁護の面における期待が大きいものがございます。

そして一番最後ですけれども、これが日弁連がこれから取り組んでいく支援センターの課題です。今ございましたとおり、1番は、弁護士偏在の解消に向けて、努力を継続しなければいけない。

2番目が、民事・刑事事件。とりわけ刑事の裁判員制度を含めて、スタッフ弁護士を継続的に、安定的に確保しないといけない。そして同時に、スタッフ弁護士ばかりではなくて、契約弁護士をもっと確保していかなければいけない。

そして最後に、いろいろと予算が絡むことであります。こういう公的な、独立行政法人的なものでございますので、やはり法務省、そしてまたさらには財務省、そして究極的には国会、国民のご理解を得て、必要な財政をぜひお願いしたい。これに対して、私たちが働き掛けをしていきたい。理解を求めていきたいと考えております。以上、こういう現状でございます。

(中川議長)

どうもありがとうございました。ご質問などもあろうかと思いますが、その前に、井手副議長に大変お忙しい中取材をいただきまして、この地方事務所における支援センターの現状、支援センターはまだできていませんが、どういうふうになりそうなのかということにつきまして、取材をいただいておりますので、そのご報告をお願いして、その後、ご質問をお受けしますので、よろしく申し上げます。

(井手副議長)

では、雑駁なご報告になりますけれども、やらせていただきます。今、概略をご説明いただいたわけですけれども、10月の発足に向けて、もちろん様々な課題についてもご説明はあったのですが、私が所属しております大阪本社、ですから大阪弁護士会が主体となるのですが、やはり心配しておりますのは、今年の最初の「法律扶助だより」にも冒頭書いてあるのですが、いわゆる自主事業についてどうなっていくのか。ここが後退することがあるのではないかとということを中心

配する声がちょっと出ておりました。と言いますのは、民事法律扶助事業、あるいは被疑者国選についてはかなり議論が尽くされた部分もありますし、それなりの対策、対応もきちんとなされていると承知しておりますが、実は、法律扶助事業というのは、私も今回聞いてはじめて知ったんですけども、弁護士さんがいろいろな人権救済事業をやっておられますが、あれは弁護士さんがそれぞれボランティアだけでやっておられたわけではないんですね。ある程度財政的な裏づけを、実は法律扶助協会が後ろ盾になってやっておられるということなんです。

例えば大阪ですと、大阪は大変ホームレスの多い町ですが、これが数年前から、ホームレスの野宿者を対象にした法律相談事業というのをやっています。また、そうした方々で、この人は多分生活保護の対象になるだろうという人については、その手続の代行をしてあげたり、あるいは、それを却下されると異議申立ての手続をしてあげたり。こういったことの支援も実は法律扶助協会が後押しをしているということです。

あるいは、未成年者後見制度というのがございまして、親、親せきがいるんだけれども、実情頼りにならない。しかも、財産もないという未成年者の弁護士が後見人になると。成年になるまでの間の月数、例えば15歳だったら5年間、60か月に1万円を掛けた金額を弁護士さんに渡して、それで後見人になって、少年の成年までの間の面倒を見てあげるといったような、非常におもしろい取り組みがされております。

こういった自主事業について、私は非常に貴重な制度だと思っております、こうした先進的な取り組みを弁護士さんがやろうといったときに、今までは法律扶助協会というのは、ある種弁護士会と一体のようなものですから、そこは非常に柔軟にすくい上げてやっていったと。ところが今度、これが支援センターになっていきますと、独立行政法人というようなことになりますので、非常に法律でがんじがらめになっておりまして、こうした事業をやるには、一応自主事業というのはできるような仕組みにはなっているのですけれども、何だか業務方法書というものをつくって、それを法務大臣の認可を受けてやらなければならない。これを変更しようとするときも同様とするということになっておりまして、これだと、例えばホームレスの新しい支援事業をやりますといったところで、やっているうちに手後れになってしまうとか、もしくは法務省とかが「うん」と言わないのではないかというようなことになって、これは一体どうなるんだろうかと。

つまり、司法支援センターができたのはいいですし、財政基金も非常に助かっていくとは思いますが、一方で後退する部分があるのではないかという心配が、やはり地方ではあるわけですね。そうした自主事業を熱心にやっているところほど、そういう心配をなさっておられるということがございました。

もう一つ、あとスタッフ弁護士についても、先ほどご説明がございましたが、確かに必要なことは論を待たないのですが、一方で、これは私もまだちょっときちんと詰めたわけではないのですが、スタッフ弁護士になってくると、今度は今までのような弁護士さんとしての自由な活動はできるのかという問題があるんだと思うんですね。当然これは、今雇用関係に準じるとおっしゃいましたけれども、そうすると、例えばそういう人たちが、今までのように当番弁護士のような仕事ができるのかと。あるいは、弁護士会でいろいろな委員会活動、公益活動ができるのかどう

かという、ある種そういう職務専念義務に違反するようなことに問われかねないというような声もございました。このあたり、どういうふうに整理されているのかまだ、今、議論の最中なのかかもしれませんけれども、実に大きな枠の話だけではなくて、様々な解決すべき問題がたくさんあり、しかもそれが実際には、今のところ地方ではほとんど裁量権がないと。日弁連なりに対応してもらわないと、どうしようもないんだというような、ちょっと悲鳴に近いような声も聞こえております。

幸いにして、いわゆる人権救済事業の中でもメインでありました少年の付添人の費用の援助、あるいは被疑者弁護の中でも刑の軽いほう、今回の法の対象にならないようなケース、あるいは被害者の支援、そうしたものについては、今後日弁連のほうで引き受けて、それを司法支援センターのほうに事業として委託するという形で対応していかれる方向に議論がまとまりつつあるというふうに聞いております。ただ、仮にもこの10月のスタート時に司法支援センターができた。しかし、法律扶助協会のときよりサービスが後退したのではないかとされるようなことがないようにという声は上がっておりますし、私もそれはぜひお願いしたいところだなと思っております。以上であります。

(平山会長)

今の井手副議長の整理は、すごくよくできているという変ですけど、実は、今の自主事業について、率直に言います、非常に我々の取り組みが遅れていたのです。ですから、この執行部では、早速大至急これを整理しないと、少年付添とか刑事関係の被疑者国選は、ほぼその間を、一定期間平成21年まではありますけれど、そこを過ぎますと全部国にやっていただける状況にはなり得ますので、こちらのほうは非常に取り組めるし、自主事業の中でもいいんですけども、民事関係の部分、あるいは今のそれに載っていない、おっしゃっている人権活動は、各会によって取り組みが違いますし、大きいもの、小さいもの、やっていないところとありますので、これが一括に置いたものの中で、全部をまかないきれののだろうかということで、非常に心配はありましたので、これはどうするかということで、今鋭意取り組みをしております。できるだけ、センターのほうでやっていただけるように、法律扶助協会が来年3月に解散ということになりますと、浮いてしまいますので、何とかしなければということで、今、全力を挙げているところでございます。

それにしましても、センターの方は国の予算で、今おっしゃったような仕組みでいきますので、どうしても弁護士会の中で多くをやっておられた中のどれかは落ちる可能性がどうしても出てくる。その場合にどうするかということですが、これはやはり人権活動を日弁連が後退するようでは許されないと思いますので、日弁連が何とかその単位会と協力してやっていけるように手当てをするといいますか、そういう方向に行かざるを得ないなということで考えておりますが、今のところはまだそこまでいっておりませんで、全力を挙げてセンターのほうで、扶助協会がやっていたところを引き取るという形に進めましょうということで説得にあたっているのですが、単位会の中には、いや、これは自分の会がやるんだというような主張もありまして、その調整が少し残っているという状況です。ですから、報告してきたとおりでございます、今、悩んでいるの

はそのこのところでは。

それから、スタッフ弁護士の問題につきましては、2種類の弁護士ができるのではないかとこのような議論が最初からありますが、これは、我々はやはり一つの時代感覚というのを変えていく必要があるのではないかと。例えば、裁判員裁判における弁護士というのが本格的に活動するには、相当刑事専門に特化していかざるを得ない。そういう場合に、それは別種類の弁護士だというふうな感覚でとらえないで、これも仲間なんだと。国民のニーズに応えるのに、そういう役割を専門的にやってくれる弁護士なんだというように考えていかなければいけない時代に来るのではないかと。何でも自分たちがやらないと、あれは自分たちと違うという発想は、やはり変えなければいけないのではないかとこのことを今検討いたしております、方向としてはそちらで行かざるを得ないかなというふうには思っています。

(中川議長)

この問題、「法テラス」のことは、委員の皆さんの中で相当知識のばらつきがあるのではないかと、私は思うんです。はじめてお聞きになった方もいらっしゃるだろうし、相当よく研究されている方もおります。あまり高度な議論から始めますとわからなくなりますので、最初に、今、吉岡副会長からいただいたご説明、あるいは井手副議長のご説明に質問とか、あるいはご意見があったら、先に出していただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

(宮本委員)

では私が、相談する側からちょっとお聞きしたいのですが、まず、コールセンターに相談します。それに振り分けられて、地方の事務所に相談します。そこからまた、うまくいけば弁護士さんに、私たちにすれば3回同じことを説明しなければいけないですよ。これはやっぱり1回が限度なんです。3回も同じことを、やはり最後まで説明しないとわからない。だから、私はコールセンターをなぜおつくりになったのかというのは、ちょっと私たちがすると煩雑です。3回同じことを言って、担当の弁護士に行くまで、本当は4回になるか、5回になるかわからないですよ。

それから、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の相談員が選任されて張り付くことになっています。もう大体決まりましたよね。その人たちが地方事務所で電話を受けても、何か回答してはいけないそうです。その人たちは消費者問題についてはわかっているわけです。各地の消費生活センターで実務に携わっています。しかし、それは自分たちが答えてはいけない。振り分ける、どの弁護士がいいか、それだけの仕事だということです。

それは、やはり本人たちにすれば、わざわざ弁護士に言わなくても、私たちはその問題についてはわかっている。例えば相続の問題についてはわからないです。どういう問題があっても、それは答えてはいけないということになっているそうなんです、これならもう消費生活センターに最初から相談すればいいわけです。何かすごく煩雑な感じがします。それが一点。

このコールセンターにお勤めになる人たちはどういう人たちになるのか。それと、その各地の事務所に張り付く私たちのような人と、どう違うのかというところがちょっとわからない。

それからもう一点は、これはちょっと専門的なのですが、一つの事務所で、民事で被告と原告

と両方受け付けることもあるのでしょうか。

(吉岡副会長)

同じ事件に関してはないですね。

(宮本委員)

ないですか。そうすると、それはほかのところに振り分けるということになるわけですね。はい、わかりました。

(吉岡副会長)

今のコールセンターは、大変いい質問です。まさに私たちも心配してしまして、要するにたらい回しになるのではないかとか、コールセンターに非常に期待があっても、それが十分機能しないのでは困るのではないかとということがいろいろと新聞の論説、社説等々にも出てきています。これは、もともとコールセンターというのは、先ほど言いましたとおり、もうあらゆる電話が掛かってくるから、今、宮本委員がおっしゃったとおり、本当に、消費者問題で説明する人ばかりではなくて、その他いろいろな人が来るだろうから、それを要するに少し整理をして、前さばきをしましょうかというので、オペレーターを入れて、とりあえずコールセンターで受けるのはオペレーターさんです。オペレーターさんが前さばきで少し交通整理をして、今おっしゃったように、ただちにこの消費者問題みたいなものは、すぐそちらのほうで対応できますけれど、そうではないものまで全部が、地方事務所の消費生活指導員の方がせっかく来ていただいても、全部それをやるというのは大変だろうと、こういう話なんです。

そこで、今コールセンターは本来型というのと当初型というのを、支援センターは考えていまして、本来型というのは、今言いました前さばきだけやるという形で考えています。それで、鳥取と茨城で試行してみたのです。そうしたら、いわゆる本来型の前さばきだけだと、今おっしゃったとおり、すぐそこでも十分な満足な答えが得られないという不満が出たので、一応当初型という形で、できるだけコールセンターの中にも消費生活指導員の方に入ってもらおうとかということも含めて検討は始めています。

なるべく、今言った3回同じことを言いたくないという、ですからコールセンターからすぐ弁護士会のほうに回ってくるとか、ここで言います扶助のほうの事件であれば、地方事務所に回して、すぐ審査できるようにとか、今そういうことをようやく始めたところで、私どものほうも、実はコールセンターに弁護士を送り込もうかということも議論しています。というのは、それによって、今言った同じように振り分けたとしても、やはりそこに弁護士がいて、的確に家事の問題であれば、この点はどうかということも少しでも聞くことによって、もう少し丁寧にできないかということは検討しております。まさに、これは大きな問題です。

(宮本委員)

そうすると、地方事務所での、私たちのような人はいらなくなるのでしょうか。

(吉岡副会長)

そんなことはないです。ですから、前さばきという変なんですけど、本当にわざわざそのような方が出てこなくてもいいような簡単な質問であるとか、ちょっととんちんなことになるという

と失礼ですけど、もうありとあらゆるものがおそらく掛かってくるだろうということなんです。ですから、その中でまず、とりあえず第一次的にスクリーニングしてしまって、例えば東京に1か所だけですから、お住いはどちらですかということから、では名古屋のほうですので、名古屋のほうの地方事務所さんのほうに、電話はそのまま持ってもらったまま、すぐ転送するのです。そちらの情報提供職員が出るというふうにしようという構想で、今やっています。そのときに、名古屋であれば名古屋の消費生活の方が、それに対して答えてあげるとい形になると思います。

それからもう一つ、何か相談に答えていけないというのはこういうことです。コールセンターでは、電話による法律相談はしませんということなんです。そういうことが前提にあるものですから、ここは要するに法律相談はできないですよ。どういうことを知りたいのですかということで、みんながみんな弁護士を必要とするのではなくて、例えばこれはどここの役所に届けを出せばいいんだということで済むものならば、もうそれで必要な役所を紹介すればいいと思います。

(宮本委員)

法律相談はできないとおっしゃいましたけれども、相談員は、みんな法律をものすごく勉強しているんです。受けたらやりたい。みんなものすごい勉強していますから、あまり法律相談ができないとつまらない。だから、鳥取でもつまらなかったという意見も出てくるんですよ。だから、単なる振り分けだけでは、ちょっとかわいそうという気がします。

(吉岡副会長)

今、振り分けよりも、多少プラスアルファの当初型なんですけど、しかし法律相談ができないというのは同じなんです。申し訳ございませんけど。

(片山委員)

コールセンターというのは、利用者からすると必要的回路なんですか。

(吉岡副会長)

もういきなり地方事務所に行ってもいいです、もちろん、それは構いません。

(片山委員)

もうそこにアクセスできる情報を持っている人は、直接地方事務所に向ってもよいのですね。

(吉岡副会長)

はい。そうですね。

(片山委員)

あと、この機構のところで、理事長が金平輝子さん、あと理事さんとか監事さんがおられますけれど、私すごく珍しいと思ったんです。お役人の天下りがいないんです。これはそのまま受け取っていいですか。

(吉岡副会長)

法律上、たしか2年間でしたか、この「総合法律支援法」にはそういう制限規定があるんです。

(片山委員)

兼務というのが疑問なんです。何か裏があるんじゃないかという。

(吉岡副会長)

それを防ぐということで。

(片山委員)

ほとぼりが冷めたら、どどどって入ってくるということはないですか。

(吉岡副会長)

法律上、そういう前2年間に公務員であったというか、検察庁、裁判所とか判事になったものは除くという規定があるのです。

(片山委員)

むしろそういう職種の人よりは、要するに純粋なお役人ですね、例えば法務省の法曹でないお役人、それから背後の財務省の人が、こういうところは監事によくいたりしますね。それはないんですね。

(明賀事務総長)

上のほうには全然いません。事務局次長だとかには、法務省で立ち上げに関与した人が来ていますけれど、それはまたすぐ戻るということになっています。ただ、地方事務所の事務局長レベルで、その地方事務所が事務局長に来てほしいと言った場合に、裁判所の事務職の人だとか法務局の事務職の人が、一部事務局長にきているというぐらいです。地方の関係では、そういう財務省だとか法務省の一般的な役人というのは、もうほぼゼロに近いです。

(片山委員)

すばらしいですね。できるんですね、そういうことが。

(土屋委員)

そのあたりは、私が委員をしていた公的弁護制度検討会の中でだいぶ議論をしました。私の言った意見なんですけど、天下りはやめるべきだと。法曹の人も、高級官僚になった法曹の天下り先を確保するような組織にはいけないという趣旨の意見、私も言ったんですが、そういったこともありまして、法律に条文をつくるということをやって、2年間は駄目と。つまり、定年を迎えて2年間は駄目ということですので、役人の世界の話となるとわからないんですけど、大体2年間待機すると、その後の任期の関係で就職できないことになるそうです。

(吉岡副会長)

正確に読みますと、こうなっています。理事長と、その他理事の役員もそうですけれども、「理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者として(裁判官若しくは検察官又は任命前2年間にこれらであった者を除く。)」と。このうちから任命するになっていまして、理事も同じように、第1項に規定するものうちから理事長が任命するという形で、そこには入ってこれないような法律上の仕組みにはなっております。

(片山委員)

今の条文だと、ほとぼりがさめたころ、辞めて2年を超えてどこかに行っていた人が入ってくる可能性はありますね。

(吉岡副会長)

確かに2年を超えたらどうかと言われると。

(片山委員)

私は、この種の法律というのは、法律をつくって、財務省がお金を出すと、必ずもうまわりつくのです、だいたい。ですから、絶対それをしてはいけませんよということを、私はいろいろなところで話をしているわけですが、うまくなっていますから、ぜひこういうことで続けていかれたらいいと思います。ほとぼりがさめてしばらくたってみたら、やっぱりいたとかということは、世の中よくあるものですから。

この間の日弁連の雑誌に書かせてもらったんです。地方の、私たちの立場から見て、司法支援センターに期待することとか、それにまつわる危惧とか、いろいろなこと、自治体がどういう対応をすべきかと。その中の一つに、天下りはもう絶対にはいけませんと書いたら、結構反響がありまして、そのとおりだと。だから、同じようなことを考えている人は、意外と多いんだなと思いました。これは珍しいですよ。

(吉永委員)

ただ、とても慌ただしく業務方法書というものをお作りになりましたよね。その評価委員をやっているものですから、すごい勢いで、バタバタと作ったという印象があります。昔の法律扶助協会の部分だけがものすごく厚く、いろいろな規定がそのまま引き継がれており、それ以外は、ほとんど骨しかないような状況で稼動しているという感じです。実際に、これをどういうふうに見直していくのか。実際動いたときに、本当に受け取り側の視点から見てどのくらいためになっているのかということ、変えていかなければいけない部分もいっぱいあって、やってみたけど、いろいろな問題が出てくるということがあると思うのです。だから、聞き取りを必ずやるようにということ、最後の会議に言ったんですけど、結局はそこも、評価委員会と最高裁の両方から上がってくるものですから、違う意見を、だれがどういうふう最終的に取っていくのかというのが問題だと思います。たぶん我々の委員会はこうしましたといっても、最高裁で上がっていることに関しては知りませんという状況なので、最終的な姿がどこでスタートするのかがまだわからないので、どの程度聞き取りを迅速にやるのか。それによって、どういうふう迅速に変更できる問題が起きたところの手当てができるのかということが、まだはっきりはわかっていない。

もう一つ、報酬に関しての規定がすごく細かいんです。私たちは、ものすごく明朗会計に知りたいということの要望書も出したりしましたが、接見1回につきいくらとか、それから簡単な1回で結審するものに関してはいくらというようなものが、こんなに明確にお値段が出ているのかというような、びっくりするぐらいにはっきり出しましたよね。ただ、あれは全部弁護士のほうが請求書を出さなければ1円ももらえなかったりとか、最低レベルの金額になっていくということになると、実際スタートしたときに、弁護士は請求書なんかいちいち出すなんていうことは、普通はやっていないわけで、それができるのかなど。やったけれど、結果的にただ働きになってしまったみたいなことがあったときに、それこそスタッフを充実するという流れとは違うものが生じはしないのかなというようなことを、ぜひにお聞きしたいと。あんなに決めてしまって

よかったのでしょうか。

(吉岡副会長)

貴重なご意見をありがとうございます。そのために、もうお聞きになっているかと思うのですが、要するに今までの国選弁護の費用というのは、担当の裁判所で決めるわけです。ですから、その裁判官が弁護人の活動であるとか、弁論のやり方とか全部わかった中でやっていたわけですが、今度は、支払主体が、裁判所から司法支援センターになるんです。そうすると、司法支援センターは、必ずしもその一々の裁判の内容は知らないわけです。ですからそこで、逆に弁護士の中にもいろいろ懸念を持つ方もいまして、そういう報酬とか何かについて、申し訳ないけど、支援センターに幅広い裁量権があったとすると、いい面はいいかもしれないけれども、逆な場面とか、なかなか弁護士は厳しい事件をやらなければいけない場合、あまり裁量によって法務大臣が管轄するようなこういうところでやられるのはどうなのかという懸念がございました。そこで、支援センターが報酬を決めるのに、裁量の余地をなくそうと。もうスタートにおいてがんじがらめにしようということで、今おっしゃったとおり、1回あたりいくらまで確定的に決めてしまったのです。

これは実を言うと、最高裁のほうから聞こえてくるのは、あまりこれでは窮屈ではありませんかというお話、ご心配の声もあったように聞いていますが、逆に弁護士のほうとすれば、こちらからすると、そこでそういう干渉的なことがあってはいけないので、なるべく公明正大にいきましょう。また、やっている中で徐々にご理解をいただいて、その額を増やしていくとか、もう少し柔軟なものになっていけるかどうか。とりあえずスタートしてみて、やってみましょうというほうの声のほうが強かったんです。それで、こういう形でスタートすることになりました。

(明賀事務総長)

こういう仕組みをつくりましたけれど、吉永委員が言われるみたいに、これははじめのうちに、わからないうちにつくった部分がありますので、実際にやってみたら、うまくいっていないとか、地方によって実情が違うというようなこと、いろいろあると思うんですね。それはぜひ聞き取りをして、それをまた集約して、どうやったら改善していくかという作業は、全体的には必要だと思いますね。

(フット委員)

すべてマンパワーに関連する質問ですが、まず、今年10月から始まるのは、全国50か所ですか。それとも最初は何か所で、徐々に増やしていくのでしょうか。

(吉岡副会長)

これは一斉にスタートです。

(フット委員)

マンパワーの関係で、ほかの組織、ほかの制度とどう関係するのかについての質問ですが、五つ、ほかの組織制度を挙げたいと思いますけれども、まずひまわり事務所との関係ですが、ひまわり事務所の組織の説明は確かにこの前受けましたけれども、いまひとつ私は把握していないので、そういうひまわりの組織と今度できる支援センターとの間で、例えば弁護士を求人で、

同じ人を採用しようとしているのでしょうか。あるいは協力関係にあるのか、それとも競争関係にあるのだろうかということです。

2番目は司法書士、あるいは資料には隣接法律専門職の話はちょっと出てきましたけれども、特に司法書士の関係で、スタッフィングで、支援センターのスタッフは弁護士だけなのか、あるいは司法書士もスタッフに入るのか、または司法書士ぐらいで十分できるようなものは司法書士を紹介してあげるのだろうかという質問です。

また、3番目は判事補の関係ですけれども、確かに司法制度改革の一環である判事補の身分をしばらくの間離れて、法律事務の経験を積んでからまた裁判所に戻るということですが、そういった判事補を支援センターのスタッフ弁護士として使うことは、そういった提案は出てきているのでしょうか。あるいはそれは考えられる措置なのでしょうか。

また、4番目は開業弁護士との関係ですけれども、特にアメリカの場合は、法律扶助の制度で、恵まれていないけれども、資力の面ではちょっとオーバーですので扶助は受けられませんが、そういう人たちを弁護士にぜひ紹介してほしいというときに、支援センターは開業弁護士の紹介などはできるのでしょうか。

5つ目ですが、法科大学院の関係で、アメリカの場合は、ロースクールのクリニックはよくこういった支援センター、あるいはアメリカのようなリーガルエイドとは関係が深く、あるいは学生の中にクリニックの一環として手伝ったりしていくわけですし、しかも逆にそういったリーガルエイドの経験の豊富な弁護士が、法科大学院の実務教育の教員となることは非常に多いのですけれども、今後日本において、同じように法科大学院のクリニックと支援センターとの協力関係は出てくるのでしょうか。そういった一連の質問です。

(吉岡副会長)

とりえず簡単に。ひまわりとの関係は、これはお互いにまだまだ過疎の解消が十分でございませんので、これはなおしばらく両立しながらいくということであります。それで、行く人についての養成する事務所は、ひまわりに行く人もスタッフに行く人も同じ事務所が養成するということもあるのです。例えば東京の公設事務所では養成している人、何人が複数を養成して、そのうちのある人はひまわりに行く、ある人はスタッフに行くということがございます。

それから、もう一つの司法書士さんとのことですが、これはまず当然のことですけれども、司法書士さんは刑事の事件はできませんので、今このスタッフ弁護士が必要なのは、もちろん民事も大事なのですが、とりわけ刑事弁護の関係が非常に重要です。特に3年後に対象が拡大していくときに、本当に地方で大丈夫なのかということで、主として刑事を考えておまして、もちろん扶助も考えています。その法律扶助のほうの中でも、司法書士さんは140万以下の訴額についてできるということで、一定の制約はございますが、そのあたりはすみ分けというか、お互いの連携をとっていかなければいけないかと思えます。

もう一つ、判事補をスタッフにすること。今日の報告書にもありましたけど、それは十分あり得ると思えます。つまり裁判所に行く前の人、それから終わってまた一般の法律事務所いきなり戻るのでなくて、スタッフ事務所に入って、それでまたある程度力を付けてという人もいる

でしょうし、それから、おそらくスタッフ弁護士から任官するという人もかなり出てくるのではないかと思います。

もう一つは、扶助に外れる、少し所得のある人。これももう連携でいこうということで、例えば東京地区も四谷に東京の地方事務所ができるのですが、1階が支援センターの事務所で、2階に東京三会の有料相談が入るんですね。ですからワンストップという形になって、資力がちょっとオーバーするという人は2階へどうぞという形で、そこで相談に応じていくという仕組みにはなっております。

それから法科大学院との関係。これも大変重要なご指摘だと思いますし、これは平山会長も得意の分野だと思いますけれども、おそらくこれは有機的な連携が行えるのだと考えますが、会長、いかがでしょうか。

(平山会長)

今の中で、判事補をどんどん入れたらどうかという問題は、少しまだ先になるんですね。何とか弁護士会のほうでスタッフは養成して賄うという方向が望ましいというのが、意見としては弁護士会は強いです。ですから、自分たちでやれなければ、それは一番大事なのは国民ですから、それはやはりまた協力してやっていただかなければいけない、そうすべきなのだろうと思います。

(中川議長)

ちょっと一つだけよろしいですか。これは意見というよりも感想みたいなものなんですけれども、何となく私、この「法テラス」について少し違和感があって、それはどうかなと思って考えておるのですが、やはり箱ものというか、この制度は国なんですね。監督官庁も国でやっており、お金も国がやる。ところが、この制度を実際に動かす方というのはだれか。それはまさに弁護士さんなんですね。100%近く弁護士さんなんですね。だから日弁連がこういう制度をつくるといえば、これは首尾一貫していますからすっきりするのだけれど、事業主体とそれを実際に動かす人とが異なっている。それから弁護士さんの中でも、司法支援センターで活躍される弁護士さんとそうでない方との間に、やはり一種の利害関係・衝突があるわけですね。これはどこまでいっても衝突するわけで、うまくこれを合体するというのはなかなか難しい。そういう中で日弁連が頑張っていて、これを本当に国民の有益な制度に仕立て上げていくという。これは大変な事業だなという感じがするんですね。いろんな抵抗なり障害なり、そういうものが非常に大きなものがある。

だから何だと言われても困るのだけれども、これはやはり日弁連としては相当腹を括ってやるしかない。その決意なり覚悟なり、あるいは会員の皆さんの納得、了解、そういうものを大きくつくっていかないと、何となく途中でこうなってしまうかという発想のところをちょっと感じておまして、これが一番の問題ではないかと思います。

(平山会長)

本当にそのとおりなんですね。ですから、本年度の執行部の最大の課題というのはこれだと思います。これは、やはりもう後には引けないんですね。これをやり切れないようでは、昔のまま

というふうに言われかねませんので、前向きに全力投球をしなければならないと思っております。私は選挙でこれを旗印に掲げまして、これをやりましようと言ったところ、大体大方の賛成を得ましたので、自信を持ってやろうということで、今積極的に展開するということにいたしております。結局国民に対する協働関係という大前提を崩したのでは、一方的に考えていたのでは、非常に不安がいろいろあります。ですからそうではなくて、なぜやるんだということに思いをいたすと。そうしてくれば、すべての問題は私は解決してくると思っております。そういう意味で、今各論についてはこういう判断をして、しかし納得性の低い方には、ぜひ納得してほしいということで意を尽くして説得しようということで進めておりますので、私は必ず成功するというふうに思っております。内心においては、そういう心配を最初非常に私も中川さんのように心配したことがございますけれども、もう法律ができて始まるという事態ですので、やってやってやってやろうということで一致しています。

(吉岡副会長)

先ほど井手副議長が冒頭二つのご心配なりを言ったことが、まさに中川議長のおっしゃるとおりだとも思うんですね。ただし、私たちはこういうリーガルエイドというか、過疎の対策であるとか、お金のない人のためにもリーガルサービスをするということは、やはり国の責務であろうということです。ですから国がそのお金を出していただけるということはありがたいことで、しかしそれを国が出すがために、おっしゃるとおりいろんな制約がある。つまり独立行政法人のようなスキームでないと、国からお金が出ないという日本のシステムの問題があるんですね。だけど支えるのはやっぱり我々ですから、我々は従来の法律扶助協会等々、民間としてやってきたことと同じようにやっぱりやっていきたい。ですから、そのところはぜひ市民の方、今日の方々にもいろいろとご支援いただいて、エールをいただいて、我々としては十分にこれからもやっていきたい。また国のほうからは、お金は出すけれどもあまり制約はかけないようにしてもらいたいなと思いつつながら、なかなか難しい面もありながらも頑張っていこうという形で今動いているんですけどね。

(井手副議長)

先ほどちょっと言い忘れたのですが、一つは、会長も今おっしゃった今度の裁判員制度の集中審理になって、やっぱり刑事弁護の担い手が必要だということも確かにあるわけです。ただ、大阪あたりですと、これはおそらく日本一裁判員裁判が多いところになるかと思うんですね、事件の件数と性質からいって。そうすると、正直言って5人や10人スタッフ弁護士がいても、とても賄いきれないのではないかと。先日、私は広島で例の幼児誘拐殺人事件の1週間の集中審理を見たのですが、あれは聞きしに勝る大変さでして、報道するほうも大変でした。今までは、ある種裁判というのは1人の記者が聞いて書いてやっていたのですが、1回やるとしばらく1か月ぐらい空きますからね。これを1週間連日、しかも朝から晩までやる。そうすると、当時弁護士さんのほうも、本来の3人の弁護士さんにプラス3人応援が入っていました。検察官も公判部長から入っていましたから、4、5人入っていました。そういう状況の中で一つの大きな事件が入る。そうすると、これはもちろんスタッフ弁護士を一定数確保するのは重要な

ですが、やはり私はすべての、これは理想論かもしれませんが、弁護士会の会員の弁護士さんがみんなスタッフ弁護士だというふうな認識で、スタッフ弁護士ではないけれども、例えばそうした事件があったときにはきちんと協力していくという態勢をつくっていかないと、大阪のようなところでは多分回らないのだろうなとも思いました。

(フット委員)

1点だけ、さっきの判事補の話についてですけれども、わざわざ判事補の質問をさせていただいたのも、実は以前どこかで弁護士の間には判事補がそういうスタッフ弁護士になることに抵抗があるということを知っていましたけれども、私個人の意見としては、判事補は一般市民の悩みなどを本当に経験してもらいたければ、まさに弁護過疎地に行ってもらって、そこで金のない人たちの悩みなどを2年間ぐらいやってもらう、それが一番いい経験になるのではないかとも思っていますので、そういう観点から考えますと、またマンパワーの観点から考えても、むしろそういう判事補のスタッフ弁護士としての採用を歓迎すべきなのではないかと思っています。

(井手副議長)

もちろん最高裁はその期間を判事補としての経験に算入すると。

(平山会長)

他職経験ということですね。

(土屋委員)

聞きにくい質問ですけれども、このいただいた資料には、目標数というのは書いてあるけれども、達成率はどのくらいなのでしょう。

(吉岡副会長)

スタッフ弁護士の目標数ですね。これは今まさに頑張っていて、私どももつい最近養成事務所を全国で200か所募集しています。つまり、送り出すためには養成するスタッフ事務所の応募が大事なんですね。最小限度、どんな地方会も最低2事務所以上、東京が一番大きいから30以上という形で今頑張っていて、東京も今やっている途中ですけれども、もう今20を超えています、頑張ろうと。それから栃木のほうでしたか、もう既に2は確保したという話もありまして、私ども執行部としては鋭意やっておりますので。

(明賀事務総長)

ただ、2006年10月は60名になっていますけれども、これは残念ながら確保できていないです。今の段階では59期の養成事務所に入る方を除外すれば20ちょっとかなというぐらいで、なかなかまだ達していないという感じです。

(土屋委員)

内訳といったら変ですけど、その内、いわば弁護士さんが非常に少ない地域に行かれる方というのは、どのぐらい確定しているんですか。

(吉岡副会長)

今総長のおっしゃった20の方の大半がそういうところに行くということです。もちろん今最終人数その他は、まさに今支援センターがやっているところでして、まだ公式発表の段階ではな

いのですけれども、私どもはその何人かの方に日弁連のほうとしてお会いしましたけれども、大変これまた意欲があって、素晴らしい人物ですね。弁護士としても素晴らしい人が意欲を持って、私は地方のそういうところでやりたいと、それが生きがいに感じているのだというような人ばかりでした。それから今、足りないと言いましたけれども、逆に応募があっても、こちらのほうでこの人はちょっとどうかなという形で断るぐらいのところもございまして、そういう意味では非常に厳選して、いい人に行ってもらおうという形になると思います。

（土屋委員）

ぜひ力を入れて、目標値の達成を実現するようにお願いしたいと思います。

（平山会長）

これもやはり過渡期といいますか、まだ裁判員裁判が始まっておりませんよね。これが始まりまして、結局すごく新しい制度ですから、若い人がスタッフ弁護士で、そこでいろいろ活躍できる、そして研げるとなりますと、おそらくそのスタッフ弁護士を終えた方が刑事専門で働く場面がものすごく多くなると思うんですね。そういうことを考えますと、やはりその間をどうするかという問題。おそらく若い、将来刑事弁護をやろうという方は、スタッフ弁護士にまずなるというような時代が、私は来ると思って期待しております。そういう意味で、この間を、今、ない状態の中で、これをどういうふうにしてこれを皆さんにやっていただくかということで、若い人の中に非常にそういう意味で志の高い人はたくさんいるということがわかってきましたので、これを全力を挙げて、何とかとりあえず行っていただいとこの一定期間を過ぎれば、私は心配をあまりしないで、スタッフ弁護士はおそらく裁判員裁判が始まれば、どんどん若い人たちが研修をして出てきてくれるのではないかと期待をしております。

（吉永委員）

もう今年10月から始まるわけですね。裁判員制度についての広報というのはいっぱいあって、その割にはいまだに7割も参加したくないと言っているの、効果はどうかわかりませんが、すごくあります。みんな裁判員制度ということに対しては概ねわかってきたという状況にはなっていると思うのですけれども、支援センターについてはほとんど言っている人がいないので、「何それ？」という感じになってしまっているんですね。本当は順番的にはこっちのほうが早いわけですから、その広報はじゃあ一体どこがやるのか。あそこは全部いるんなところがばらばらにやっていますけれども、じゃあここは一体どこが広報を責任を持ってやっているか。広報ってとても大事なんですよね。やっぱりこの制度があるんだよと知ってもらうことによって、利用する人もそこにアクセスをしやすくなる。アクセスをする人が「ああ、よかった」ということが評価につながるわけですね。その評価を得たことによってやりがいというのが生まれてきて、そういう流れが出てくる。今の状態だと、結局やってくださいよと。本当に志の高い人はやるかもしれないけれども、やっぱり厳選するというのは、どこか厳選する部分が出てきているかもしれないけど、やっぱり実際に必要な数といったときにはなかなか難しい部分もあるのだと思う。その中で、やっぱり支援センターに参加している弁護士と参加していない弁護士の間で、何か参加したら負担が多くてお金が儲からないとか、そういうことがあるといけないし、その両者の中

に妙な構造があってもいけないわけですよ。ですから、やっぱりここの支援センターに参加したということが、自分の気持ちのやり甲斐と、それから何か自分のキャリアにプラスになるとか、そういう何かしらの仕組みというものを取り入れるということを考えていらっしゃるのか。任官制度というのもやっぱりそうなんですよね。これをしてよかったということが自他共にないと、みんなから誉められたけれども実際はなかなかしんどいんだよねというのでは、その流れというのは生まれてこない。それは本当にこれをスタートした以上、日弁連としてもこれを成功させなければいけないとしたら、常にそこに参加する人があふれているとならなければいけないと思う。そして、そこに参加したことが弁護士としての一生の中で随分役に立ったとか、そういうことが明確に見える仕組みというものを今考えていらっしゃるのかどうか。そこが結構これから先の流れをつくる重要なポイントになっていくのかなと思います。今は私たち知らない人が、裁判員制度よりは少ないというふうに思っているんで、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

(吉岡副会長)

まさにおっしゃるとおりで、「法テラス」は、まだまだ浸透していないですね。

(吉永委員)

「法テラス」なんて、だれも知らない。

(中川議長)

お菓子の名前と思っている人もいる。

(片山委員)

これはでもね、私は開業したら知名度はある程度上がると思いますよ。さっきも出ましたが、私のところで去年やったんですよ。そうすると連日といいますか、最初の日にパッとテレビとか新聞とかに出て、しばらくしたらその成果がまず発表されるわけですよ。もう一気に鳥取県内では「法テラス」の知名度は上がったんです。変な名前ですねとか、天照大神とか。ですから、これは始まったら当然マスコミではぐんと出ますから、そうすると潜在的ニーズはいっぱいありますから、私はその点はあまり心配していません。むしろ裁判員制度のほうが生半可な情報がどんどん入ってきて、どんどん怖くなる。そっちのほうをちょっと心配しているんですよ。

それで、広報は、実は私のところは、これは国の問題ですけれども、県民の法的基盤の整備の問題なので、我々が主体的に取り組もうではないかといって、裁判所や弁護士会と協力をしながら、鳥取県では県が広報委員会を設けまして、いろんなところの媒体を使って、この支援センターも、それから裁判員制度も、それから司法制度改革一般についてもやっているんですよ。もちろんそれだけで完璧にはいきませんが、それでもやればやっただけの成果はあります。

(吉永委員)

各都道府県で、やっぱりそういう取り組みはされているんでしょうか。

(片山委員)

全然やっていません。私なんかもやったらどうですかということを知事会などでも言うんですけど、同僚の人たちは全然関心がないのですよ、この司法制度改革について。

(平山会長)

何も産み出さないんだよねという反応が返ってくるというのは聞きますけども、どうですか。

(片山委員)

いや、問題意識がまずあまりないですよ。というのは、裁判というのは、やっぱり行政はまだ忌避すべきものなんですよ、いまだに。私なんかは逆に、こちらも誠心誠意いろんな説明責任を果たしたりしたってトラブルは生じますよね。それならアンパイヤに片を付けてもらおうというつもりなんです。だから司法制度がうまくワークするということが、私みたいな行政手法をとっている者にとっては必須なんですよ。ところが、いまだに裁判は避けるべきもので、行政が自己完結的にトラブルが生じないようにすべきだと言う人が多いですね。そうしますと根回しで物事を決めたり、ごねる人がいたら、まあまあと言って、ちょっと脅したりすかしたり、そういうのもまだまだ一般的なんです。そうしますと、司法制度で国と法的インフラストラクチャーをワークさせるようにしましょうなんていうことに対して、あまり価値を見出さないですね。ということです。ですから何回か言うんですけど、本当に関心を持ってもらえないですよ。

(宮本委員)

ちょっとお尋ねしたいのですが、市民法律相談室というのを各自治体がやっていますよね。

(片山委員)

全部ではありませんけどね。

(宮本委員)

それは続けられるのでしょうか。

(片山委員)

それで、実は私さっきその話をしようと思ったのは、この司法支援センターがスタートをして、期待が高まれば高まるほど懸念があるんですね。一つは、今おっしゃられたように、自治体の対応がこれからどうなるのかというのがあります。法律相談室というのをつくっているところもありますし、大概は消費者相談業務とかをやっているんですね。消費者相談というのは、昔は不良品などの問題が多かったのですが、今はそこからクレジット・サラ金事案とか、それから架空サイトの請求とか、そういうのがものすごく多くなっているんです。だから私のところなども相談員の数をややして、そこに司法書士さんと弁護士会の皆さんとかに協力していただけるような態勢を整備したり、相談員の質を上げるために報酬単価をぐんと上げたりしてやってきているんですね。似たり寄ったりのところもあるのですが、今回司法支援センターがスタートすると、財政難ですからもっけの幸いで、もう「法テラス」がありますよと、うちはもう業務を縮小しますからという自治体がふえてくるんですよ。これは一つの問題なんですね。おそらくそういうケースは期待されていないでしょう。我々が独占するから自治体はもういいというふうにはいかないですよ。私もそう思うんです。やっぱりいろんなルートがあったほうがいいと思うんですね。だけど多くの自治体は財政難で、しかも支援センターがスタートするということをもっけの幸いに逃げていく可能性がある。そこをどういうふうに阻止するか。国も弁護士会もやるのだから、我々ももっとやろうではないかと私なんかは言っているんですけども、そういう懸念が一つある。

もう一つは、我々のようなところは、今までどおり、ないし必要があればもっと充実させようと思っていますけれども、その過程で弁護士会などといい関係をつくっているんですよ。週に何回かは消費者生活相談センターなどで一緒になって事案検討をやっているんですね。そこにもってきて今度は支援センターができて、地方事務所ができて、もうみんな契約弁護士で忙しいから、そっちのほうは勘弁してくれと言われると困ってしまうんですね。特に弁護士は少ないですから。どっちもやりましょうと。うちは大丈夫ですけど、うちの弁護士さんは非常にモラルが高いので大丈夫なんですけれども、ちょっとそういう懸念がありますね。

(中川議長)

げすな意見ですけども、僕も今片山知事がおっしゃったとおり、これはPRをあまりする必要はないと思っています。一ぺんに広がると。ただ、その後が問題なんですね。これは、いわゆるサービス業なんですね。サービス業というのは最初の評判が悪かったらずっと悪くなるんですね。逆の場合はどんどんよくなっていくんですね。これは働いている人もそうだし、利用者もそうなんです。初期の評判を何としてでもよくすると、これをぜひお考えいただきたい。そのためにはまず人揃えですね。はっきり言いまして、今の数字では、これはだめだと思います。ですから、それは臨時でも何でもいいから、本当に、もう多少理念を曲げてでも、何としてでもいい人をとにかく当初の1年なり2年なりはとにかく揃えるというのがやはり大切ではないでしょうか。そうしませんと、一ぺん評判が落ちますと、これを持ち上げるのはものすごいエネルギーがかかると思いますよ。松永委員はよくわかりなんじゃないですか。

(松永委員)

初動が大事ですね。やはりそこにすべてのエネルギーをかけると、あとはランニングコストはすごく少なくて済みます。ところが最初につまづくとその失敗を埋め合わせるのに、 $y = x^2$ のラインでエネルギーがどんどん必要となる。初動にお金も人員もアイデアもかけると、 $y = x$ のなだらかなラインで済む。この差が大きいです。

(吉永委員)

最初はみんな注目しているから、おそらくね。

(中川議長)

期待が大きいですよ。それをボンとミスが出ると、もうどんどん萎んでいくんですね。

(宮本委員)

欠点のほうを大きく見がちだから、マイナス要因がないように。確かにそうですよね。

(松永委員)

あともう一つ。これからどんどんそういうサービスが必要になっていくときに、ハイコスト体質になってしまって財政基盤が危惧される場所なので、決してハイコストにはならないという、その最初の道筋をつくっておかないと。今のお話を聞いていると、やりながら考えるというような、ちょっとそういうニュアンスに聞こえたのですが、そうすると、あれもこれもとアップリケのようにいろいろサービスを付加していかなければいけない印象を受けました。少しダイエットしながら、でも良質のサービスを提供していただきたい。すごく難しいことを言っていま

すけれども、でも最初のサービスの在り方というイメージづくりはすごく大切だなと思いました。
(吉永委員)

もう一つ心配なのは、例えば最初は出血大サービスみたいな感じでやりますよね。するとこの程度でできるのかということになったときに、これは財務省との予算の問題となりますが、この分はサービスだったんですと言ったところで、その後には必ず削られますよね。その問題はやや心配な気がしますね。法務省と結局財務省のせめぎ合いの中で財政基盤が決まっていきたいな。そういうのは、拡大はなかなか難しいだろうと思います。

(中川議長)

今のは理事長の、支援センターのマネジメントの問題なんですね。当初の予算は200億円ぐらいだと聞いていますけれども、多分ダダッと減るということになって、その心配は大いにありますね。

(片山委員)

本当は社会の中でもトラブルのもとを抱えているような人たちが、悶々として毎日案じて暮らしている人が、支援センターへアクセスをして、方向付けをしてもらって、司法できちっと解決ができた、早めに解決ができた。するとその人は、今度また生き生きとした社会活動をして、生産活動をして税金を納めるということですから、全体で見ればそのコストは小さいものなんです、本当は。ただ、今は財務省の人は歳出削減しか頭にありませんからね。その範囲でしか見ていませんからね。だからおそらく今の予算を増やすのは、消費税率の引き上げでもない限りは難しいのでしょうか。だからこそ国民の支持というか、支えが必要なんですね。

私のところで実験されたときは、すごい評判がよかったですよ。法律相談できないで、受けた人はちょっと不満だったかもしれませんが、した人は、やっぱりこういうのがあったほうがいとみんな様にマスコミの取材に答えるんですよ。だからマスコミの報道はすごくポジティブでした。おそらくどこでも鳥取でやった実験ぐらいのことをやられれば、かなり評判は高いと思いますよ。

(宮本委員)

一つお尋ねしたいのですが、事業とかNPOとか、そういうのは受けないのですか。個人事業主とか。

(吉岡副会長)

受けないというのは、どういう意味でしょうか。

(宮本委員)

相談は受け付けるんですね、すべて。

(吉岡副会長)

それはどういう方からでもいいんですよ。

(宮本委員)

企業の人でも、組織でも。

(吉岡副会長)

ええ。

(土屋委員)

ちょっと何か提案をしてみようと思ったので。マンパワーの部分ですけど、前々からちょっと考えていたのですが、こんなことが可能かどうかというのは、フット委員なり中川議長に伺ったほうがいいのでしょうかけれども、私は法科大学院とか、あるいは大学法学部に日弁連が寄付講座をつくったらどうだろうと思ったんです。つまり日弁連の資金で講座を開設する。日弁連から講師を派遣して、法科大学院の学生などに日弁連の仕事などについて理解してもらい、そういう講座をつくったらどうだろうと。大学の正規の単位で。その中でこういうスタッフ弁護士の話だとか、司法過疎の話だとか、法曹養成の話だとかというのを日弁連の講師が行って大学で話をする。そういうことをやったらどうだろうというのが一つの提案です。

おそらく大学の法科大学院などには、司法制度論だとか、何かそんな名前の講座がありますよね。それと同じような形の、何か講座名を付けて、大学なり法科大学院につくってもらって、そこへ日弁連が先生を派遣して学生たちに話をする、聞いた学生には単位を認定するというような組織的な養成をして、予備軍をどんどんつくる。法科大学院の、法曹になる以前の段階ですね。その段階で、例えば半年間でもいいと思うんですよ。1年間丸々やる必要はありません、半期でいいと思います。6か月間ですね。実質的には4か月でしょう、夏休みだとか冬休みがありませんから。4か月間順繰りに講師を派遣して、それでこういう話をしていく。こういう意味がある、だからやってほしいと。そういうようなことをやっていくと、これから司法試験を受けようという人たちが、既に予備知識を持って、そういう覚悟を持って受験してくるのではないかと私は思うんですね。だからもっと前の段階から、種まき作業を日弁連の資金でやられたらどうでしょうと前から思っているのですが、そういうことが大学として可能かどうかわかりませんが、おそらく可能ではないかと、私はそういう印象を持っています。

(井手副議長)

龍谷大学の法科大学院が奨学金を出して、それで一定期間ゼロワンに行ったら返還免除するというところもあるぐらいですから、十分アイデアとしては可能ではないでしょうか。大学も協力するのではないのでしょうか。

(吉岡副会長)

そうですね。各法科大学院へ実務家教員は大分行っております。今おっしゃったようなことは、十分その延長線上で考えられると思いますね。

(中川議長)

弁護士実務の先生はたくさんいるんです、文書をつくったり、法廷の仕事をしたりする先生は。だけど、確かに今おっしゃったように弁護士論とか弁護士公益論とか、そういうもう少し高い話というか、そういうのはないですね。だから今のアイデアは冠講座ですよ。そんな半年もかからないと思いますけれども、3回連続講演みたいなものをしていただくと、学生は非常に関心を持てるような気がしますね。個々の弁護士さんの活動はよくわかっているけど、組織としてどういうことになっているかというのは、割合情報が少ないと思いますね。

(フット委員)

場合によっては、裁判所・検察庁もイコールタイムを要求するかもしれません。9週間使って3週間ずつの。

(片山委員)

本当は法科大学院なんかよりも前の、高校とか、そういうところで司法教育の一環としてやらなければいけないと思いますね。日本のインフラストラクチャーですからね。その辺は日本の司法教育というのは本当にできていないですよ。

(中川議長)

今やっと法務省が腰を上げて、私もそのメンバーの一人なんですけどね。

(井手副議長)

秋にはちょっと大阪でまた法教育のシンポジウムをやろうかと思ひまして。

(片山委員)

それはいいことです。日本の司法教育というのは、結局機構論しかやっていないですね。そもそも三権分立がございまして、司法がこうなっていると、それしかやっていないですよ。最近やっと弁護士がテレビに出るようになりまして、ちょっとまあ出方がいろいろありますが。ようやく国民が弁護士というのを目の当たりにする。やっぱり人目に出るといことは非常に重要だと思ひますね。さっき最初に言ひましたけど、裁判員制度の理解を深めようといこと、鳥取地方裁判所が主催して啓発プログラムをやったときに、私もパネリストで出たんですけど、そのときに裁判官も検事も出てきたんですね。もちろん弁護士も来ました。そうしたら会場の人びびっくりしたのは、裁判官と検事をはじめて見たと。見たことがないんですよ。私がパネリストで、「皆さん、裁判官の皆さんだって刑事事件で死刑とか言わなければいけないから大変なんですよ」と。「裁判員で大変だと言われるけども、この方々は職業として毎日やっているんですよ」という話をしましたね。「だけどふつうの人間でしょう」と言うと、いやあ、そうですねというんですよ。やっぱり顔を見せる、露出するといことは重要ですよ。

(中川議長)

明賀事務総長、何かありましたら。

(明賀事務総長)

自主事業につきましては、少なくとも今のレベルを落とさない。それを支援センターに委託するのか弁護士会でやるのかは別にしまして、それは全体的な合意としてありますので、できるだけ支援センターにも協力してやっていただくといような形で考えていますといことだけです。

(中川議長)

これはいくらやってもきりがないと思ひますので、これぐらいにいたしまして、また次どうするか考えさせていたひきたい。

(平山会長)

でも非常に参考になりました。ありがとうございました。

(3) 議題3 司法制度改革審議会意見書5周年企画について

(中川議長)

それでは最後に、平成13年6月に、司法制度改革審議会意見書がとりまとめられてちょうど5年になります。そこで、先ほど来ご議論いただいております司法支援センターをはじめとする諸々の司法制度改革につきまして、日弁連の取り組みと5周年ということを記念して予定をしている企画が一つございまして、そのことについて皆様のご意見を伺いたいと思います。この企画をやっていただいております谷真人司法改革調査室長がいらっしゃいますので、ご説明をお願いします。

(谷司法改革調査室長)

時間もございませんので趣旨だけ申し上げます。今の議論を聞いておりました、非常に参考になることばかりで、実はこの議論、これで終わりにしたくないという、おそらくそうなるだろうなという読みのもとでこの企画を考えておりました。実はこの市民会議をつくったというそもそものスタートが、開かれた弁護士会といいますが、国民に対する説明責任を尽くすというところにあったと思います。それで、今日伺っていたような議論をいただけることによって、弁護士が、弁護士会が方向を誤らないというか、取りこぼしが無いという形で進んでいけたらなというのがそもそもの制度趣旨だったわけであります。

それで今回、今日も大変議論をしていただきましたけれども、司法支援センターというのがおそらくここ1年、2年、平山執行部の中では最大の問題になると思いますが、それが本当にうまくいくかどうかというのは、今つくりながら考えようという状態ですので、今後も貴重な意見を常にいただきたいと思っております。

それで、具体的な企画として考えておりますのは、公開市民会議というような形で、皆さんの意見をもっと広く一般会員にもお知らせしたい。こういう貴重な意見をいただいているというのは、残念ながら会員の多くの人にはあまり知らない、あまり知らないではもったいない話だと思いますので、具体的には今日の司法支援センターの議題を中心に据えまして、時期的には、ここに9月と書きましたけれども、おそらくこれではちょっと早すぎて準備が間に合わないよう思われますので、その次、12月あたり、もしくは3月あたりを目途に、ちょうど司法支援センターが実際の活動を始めて2か月あるいは3か月ぐらいで、一体どういう運営状態になっているかというあたりの実際の状況を説明しながら、今日のようなご意見をもう一回、こうしたらどうかとか、ここがちょっとまずいのではないかというような意見をいただけたら、本当に素晴らしいことになるのではないかと考えて企画しております。ですので、今日出したペーパーは本当に案の案ですので、これで必ずお願いしますというようなものではございません。今日の意見を聞いた上で、その流れで提案しようと思っていたところでありますが、今日お伺いした意見は、本当に目から鱗が落ちるような意見がたくさんございましたので、そういう機会をもっと多くの会員が見ている公開の場を出していただいて、市民会議のそもそもの趣旨である日弁連が方向を誤らない、国民に対するアカウンタビリティを尽くすためにご意見をもらいたいという会議にしたいと思っております。ですので、今日ご審議いただきたいのは、こういう方向で公開市民会議というものを支

援センターがしばらく動き始めた時点で、その状況をご紹介しながら意見をいただくという機会を設けるといって企画を考えておりますが、いかがでしょうかということでございます。

(中川議長)

ということでございますけど。

(片山委員)

私はいいと思いますよ。

(中川議長)

出ていただく方はまた大分負担が増えるし、大変なんだけれども、もしお役に立つのであればという委員が多ければ、その方向で進めていただけたほうが。

(平山会長)

ぜひお願いいたします。

(宮本委員)

シンポジウムみたいな形ですね。

(谷室長)

そうですね、パネルディスカッションという形で。まだ全然イメージは白紙なんですけども、例えばということで、壇上にパネラーとして出ていただいて、今のような問題設定についてそれぞれご意見をいただくという形があり得るかなと思っています。

(片山委員)

私は地元で弁護士会の皆さんとか法曹の皆さんとお付き合いしてまして、非常に質の高いプログラムをつくれるのですが、いかんせん広報があまり得意でないと。弁護士会も裁判所も。一般紙とか一般広報に出ると随分インパクトあるのですが、その辺がちょっと工夫が必要ではないかなと思います。そこで地元では我々がそういう力仕事を引き受けて広報の一部をやっています。だからコンテンツのほうは法曹の皆さんで考えてくださいと。こういう分業をやっていって、これもぜひ一般の広報につながるような工夫をされたらいいのではないかなという気がします。弁護士会の皆さんとはよく冗談で言うのですが、広報はどうされるんですかといったら、会報なんですよ。会報はだれでも読めません、簡単には手に取れませんから。その会報は仲間の業界紙で、それを外に出したときにどういうふうにインパクトがあるのかが大切です。

(平山会長)

それは考えないといけませんね。

(生田広報室長)

そうですね。かろうじて日弁連は毎週1回定期的に法曹記者クラブ向けの定例記者会見をやっております、あとはホームページも1日アクセス5万件ぐらいあって、それなりに地方単位会よりは多少力を入れているところはあります。

(中川議長)

では特にご異論もなかったら、そういう方向でお考えいただいて、時期的なものも含めてお考えいただいて、また皆さんでご相談をするということにさせていただいたらどうかと思います。

(4) 次の日程について

(中川議長)

そうしますと、次回の日程につきまして山本次長、お願いいたします。

(山本次長)

事前に皆様のご予定を取らせていただいております。一番出席可能な委員が多い9月11日月曜日の午後3時から5時半という形で設定させていただければと思っております。その後引き続き懇親会を予定させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、皆さんお忙しくていらっしゃるので、次々回もできれば日程を確保しておきたいと思ひまして、12回目については12月21日。この日はできれば午前10時半から12時半で、お昼をご用意させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。一応そんな形で考えております。

(中川議長)

次回の議題はまだ決まっていないけれども、それはまたご連絡させていただくことにします。とりあえず次回は9月11日の月曜日ということをお願いします。

6. 閉会

(中川議長)

それでは、これで全部終わったこととなりますので、明賀事務総長からご挨拶をいただきたいと思っております。

(明賀事務総長)

どうも今日は貴重なご意見をありがとうございました。まず弁護士任官の促進についての要望書ですけれども、弁護士会としては極めて重く受け止めさせてもらって、早速検討に入りたいと思ひます。今まで検討している部分もありますけれども、新しい提言だとか、それからさらに検討しないとだめな提言、たくさん出ていますので、ぜひ全力で検討したいと思ひています。それから、弁護士会だけではなくて最高裁にも投げかけて、具体的な方策を探っていきたいと思ひています。非常勤裁判官につきましては15年ぐらい前から提言して、ようやく3年前に実現したという長いスパンだったのですが、今はもう大分穴が空いてきましたので、この研修制度、それから非常勤裁判官制度のより活性化ということを市民会議から提言いただいたということで、もっと短いスパンで具体的に実現していくという方向で、何とか活用させていただきたいということでございます。

それから支援センターの問題につきましては、本当に貴重な意見をありがとうございました。弁護士会としても今期執行部の一番の課題だと思ひていますし、初動が大事だと私どもも思ひています。今各単位会に、これぐらいの件数来るから、それをきちっと弁護士会で初めにちゃんとやりきれないと評判を落としてしまうぞと、これを何とかやりきろうということで檄を飛ばしている段階で、各単位会で検討してもらっています。今日のご意見を踏まえて、さらに初めの

初動がもうすべてを決するということを十分伝えまして、それに向けた対応をつくっていきたいと思います。ちょうど日弁連として支援センターに対応する対応室というのを検討しております。各単位会で何をしたらいいかということ具体的に各単位会と話し合う場、それから情報発信、それから問い合わせに答える場というのを検討しております。そういうものを含めて、初動に遅れないように、ぜひ市民のニーズに応えて迅速な法律相談を提供できたり、質の高い弁護を提供できるように頑張っていきたいと思っております。本当に今日は貴重なご意見をありがとうございました。

(中川議長)

ではこれで第10回の市民会議を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

(了)